

おおさかの 住民と自治

2022. 8
(通巻第525号)

発行：
一般社団法人
大阪自治体問題研究所
(発行人：梶 哲教)
〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15
大阪グリーン会館5F
TEL 06(6354)7220 FAX 06(6354)7228
<http://www.oskjichi.or.jp/>
定価200円(消費税含む)
会員は会費に含まれます

願いに基づく学びと運動の力で、 自治体本来の役割果たさせよう

大阪自治体問題研究所 第51回定期総会

6月12日に第51回定期総会を開催しました。参加は、正会員数521人中、委任状を含めて273人であり、定款上の成立要件を満たすことが確認され、事務局より①2021年度事業報告、②2021年度決算報告、③2022年度123年度理事・監事の選任について、の3つの議案が提案され、いずれも討論の後、賛成多数で可決・承認されました。

「夢洲・カジノ・IRで大阪の
経済はどうなる？」
——森裕之先生の記念講演

この間、コロナの影響で行えなかった記念講演について、3年ぶりに実施し、森裕之先生にお願いしました。

森先生からは、夢洲開発の現状について、4月に視察されたときに撮影した多数の写真で紹介をしながら、地盤沈下や液状化対策、さらには土壌汚染について、大阪市が「土地の所有者として整備責任を果たす」としたこと、当座表面化した790億に止まらず、さらに膨れ

上がることは確実で、大阪市の歴史上で最大の財政リスクとなること、その最大の原因は「大阪都構想の代替措置」として、府市一体化条例が強行され、「計画は府」「財政負担は大阪市」となり、大阪市の自治が奪われたことにあると指摘。そして大阪府が財政的に支え切れなくなれば、その責任は大阪府が負うこととなり、府下市町村にも大きな影響を及ぼすと述べ、カジノ・IRの計画を府下の力で中止に追い込むべきと述べられました。



討論では、

その後、事務局から提案・報告した3つの議案と付属資料「2022年度事業計画・予算」に関わって、討論に入りました。

大阪府職労の川津さんからは、「保健師・保健所職員増やして」キャンペーンでは、仕事そのものと、そこで府民の命を守るために頑張る現場の実態をSNSで発信するなか、職員増員を阻む「職員基本条例」の下で2年次にわたって増員を勝ち取ってきたこと、そして今なお続く非人間的な長時間労働の規制をする仕組みとして、「33キャンペーン」を京都の仲間とともに進めているとの報告がありました。

また、守口市職労の吉田さんは、守口市児童保育指導員に対する共立メンテナンズによる不当解雇事件では、職場復帰こそ実現できなかったものの、「雇止めへの撤回」「解決金の支払い」など、ほぼ全面的な勝利和解を勝ち取った報告とともに、問題はこの事業の実施主体である守口市が傍観者の姿勢を崩しておらず、

市民や利用者とともに自治体責任を追究する運動が必要と述べました。

衛都連の荒田さんは、労働組合として自治体で働く臨時非常勤職員について劣悪な状況の改善に取り組んできたが、改善を図るとして政府が導入した「会計年度任用職員制度」は、条件改善に必要な財源保障が極めて不十分である上に、その名称から、むしろ雇用年限を区切るという実態が広がりつつあり、その実態を知らせ、改善を図る運動に取り組みたいと発言。

大阪自治労連・衛都連の坂田さんは、新自由主義の進捗とそれを加速する維新政治のもとで、大阪の自治体の姿がどう変化しているのかについて大阪研と協同で「大阪自治体まるわかり研究会」の取り組みを、苦勞しながら進めていることの報告。

さらに大阪市内在住の名古屋市立大学名誉教授の山田先生から、カジノ・IRの誘致をめぐる住民投票条例制定を求め署名運動に、大阪府下で法定数を超える20万もの声が集まった報告とともに、予定地の土壌汚染対策費など約790億円追加負担に関わって住民監査請求の

取り組みを進めていることなどの発言がありました。

新年度第1回理事会で、

2022年度以降の新体制を報告

発言を踏まえ採決では、3つの議案が賛成多数で可決され、選任された理事による第1回の理事会を開催、理事長に新たに大阪学院大学の梶哲教先生を選出、副理事長に森裕之先生、藤永延代さん、荒田功さん、専務理事兼事務局長に猿橋均さんが引き続き就任することが確認され、総会参加者に報告されました。

総会の最後に、新たに理事長に就任された梶哲教先生からのごあいさつとともに、2014年以降8年間にわたって理事長をつとめられた奈良女子大学の中山徹先生から退任のごあいさつをいただきました。

なお、中山徹先生は、引き続き大阪研の理事を継続していただくとともに、去る5月の自治体問題研究所(全国研)で、理事長に就任されています。



・連載・

憲法を生かす

「子どもが大好き!」 これが私を支えるみなもと

尾崎一美

大阪自治労連副執行委員長

「憲法と保育」について、あらためて私なりにどうつながるのか考えてみました。でも、漠然としたテーマなので、とりあえず私の経験や思いから考えることにしました。そうしていくと、意識していなくても、保育の中に日本国憲法は生きていくことに気付くことができました。

日本国憲法 前文―抜粋―

われらは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

私は子どもたちには、ただ健やかに育つてほしい。平和な世の中でやりたいことを見つけ、ひたむきに生きてほしい―そう願っています。そして、私が関わった子どもたちだけでなく、すべての子どもたちがそうであってほしいと思っています。

さらにそれは日本に限ったことではなく、世界中の子どもたちがという意味です。ロシアもウクライナも、どの国も子どもたちも、争いのない世界で育ってほしいと願ってやみません。

一保育士の私がこんな風に考えるよう

になったのは、労働組合を通して出会った仲間のおかげかもしれません。特に、同じ保育士をしている先輩にたくさん、ことを教えてもらいました。

例えば『子どもを守るといふことは、目先の保育だけをしていてもだめ。社会情勢を知り根本的に変えていく必要があるんだよ。そのためには保育以外のことも目を向け学ぶことが大切』。

そのおかげで、本当の意味で『子どもを守ることを自分なりに感じることができたのかもしれない』。

だから私はどんなに仕事が大変であっても、気持ちが悪くなることなくやってこられました。日々の保育の中で悩むことはたくさんあるし、反省することもたくさんあります。でも仲間とともに学び、たくさん対話することで、「後悔」しないように全力で働いているのだと思います。

第25条 生存権・国の社会的使命

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

今の保育は、子どもを見守るだけではありません。家庭環境も子どもの成長に大きく関わってきますので、保護者の思いを汲みながら進めることも大切になってきています。

でも、中には生活がギリギリであったり、気持ちに余裕がなくてイライラしておられる保護者の方が増えているように感じます。以前と比べて核家族が進み、「相談相手がいない」と一人で抱え込んでしまうのです。

保護者の思いに寄り添い、一緒に子育てをする「同志」として子育ての悩みだけでなく、仕事の愚痴や家庭での悩みにも応えるようにしています。

問題は、保育所に子どもが通っていない、子育て支援センターなど子育てに関して相談するところはどこにあるかわからない保護者の方です。

本来は地方自治体が支援機関の設置をはじめとした子育て世代を支援する仕組みや方策をしっかりと進められるように、国が制度の整備や十分な財政の確保をするべきなのに、それができていない。

そのため、一人で悩み、虐待につながるケースも少なくありません。それは、

決して親だけの責任ではないと思うのです。

憲法25条2項では、国の責務が明記されています。国が一人ひとりの国民の願いに心を寄せ、憲法を遵守できるように、地方自治体を支援すれば救えるのではないかと思っています。

『子どもの権利条約』

子どもを守る立場の私たちにとって、忘れてはいけないのが『子どもの権利条約』です。法律とは違いますが、子どもたちのために作られた大切な条約です。

『子どもの権利条約』が国連で採択されたのが1989年、その翌年、国際条約として発効しました。それまでも、子どもに関する「児童の権利宣言(1959年)」が作られていましたが、宣言だけでは具体的な効力はありませんでした。その後「子どもの権利条約」草案をポーランド政府が提出(1978)。そこから10年以上もの月日を経て発効に至りました。

そしてその『子どもの権利条約』を日本政府が批准したのが1994年。まだ30年も経っていないことに、個人的には

驚いています。

ここには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が書かれています。これは日本の憲法にも合致するものだと思います。

それを批准している国は、子どもたちのためにこれらを遂行していきます。でも、残念ながら日本では十分遂行されているとは言えません。だからと言ってあきらめるわけにはいきません。

私なりにできることを見つけ、本当の意味での「子どもを守る」取り組みを、保育者として、また大人として、子どもたちに恥じることもないよう頑張りたいと思います。

